

## 中国における新型コロナウイルスの発生（一部地域の感染症危険レベルの引き上げ）

更新日 2020年01月24日

	<p><b>危険レベル・ポイント</b></p> <p>【危険度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中国湖北省全域 レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（引き上げ）</li> <li>●上記以外の地域 レベル1：十分注意してください。（継続）</li> </ul> <p>感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報入手し、感染予防に努めてください。 中国における感染例数等についての最新情報は、感染症広域情報でご確認ください。</p>
	<p><b>詳細</b></p> <p>1 1月24日、武漢市近隣6市（鄂州市、仙桃市、枝江市、潜江市、黄冈市、赤壁市）について、各市当局が、公共交通機関の停止及び鉄道の駅及び市を離れる道の封鎖を発表し、感染の地理的拡大が懸念されています。また、武漢市においても、患者数の増加率が大きくなっています。これらの現地の状況に鑑み、感染のさらなる拡大も想定されます。</p> <p>2 WHOは、23日に開催した緊急委員会の結果、中国でのリスクは非常に高く、地域的及び世界的なリスクも高いと評価しました。また、中国では感染者の介護をしている家族や医療従事者に限定されているとしながらも、ヒトからヒトへの感染があるとしています。</p> <p>3 上記を考慮し、中国湖北省の感染症危険情報を3に引き上げます。</p>

### 参考：「感染症危険情報」発出の目安

レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。